

# 山口県立農業大学校教育規程

山口県立農業大学校

(趣旨)

第1条 この規程は、山口県立農業大学校規則第十六条の規則による、進級及び卒業認定に必要な事項を定めるものとする。

(教育方針)

第2条 本県農業の振興方針に基づき、先端技術を活用し、講義、演習、実習を有機的に結合した実践的な学修をとおして、中核経営体や産地に就業する担い手及び地域農業の振興に指導的役割を果たす、創造力と実践力豊かな即戦力となる人材を育成する。

(教育目標：ディプロマポリシー)

第3条 教育方針のもとに、卒業までにどのような力を身に付けさせるかを定めた基本方針として、次に掲げる事項を教育目標とする。

- (1) 就業先の実情を踏まえた実践的な知識・技術の育成
- (2) 進展著しい先端技術への対応能力の育成
- (3) 法人の中核を担うための経営管理能力の育成
- (4) 地域の活性化に資する知識・技術の育成
- (5) コミュニケーション能力やマナー等の豊かな人間性の育成

(教育計画：カリキュラムポリシー)

第4条 教育目標を達成するために、授業科目を編成し、教育内容・方法、評価等の基本的な事項は次のとおりとする。

- (1) 授業科目及び授業時数の学年毎の編成は、別表1のとおりとする。
- (2) 授業科目に関して、科目のねらい、教育内容、実施方法、評価方法、担当者等を記載した教育計画を年度初めに策定し、学修内容を明確にする。

(出欠の取扱)

第5条 出欠の取扱いは次のとおりとする。

- (1) やむを得ない理由により欠席する場合は、欠席届（別記第1号）を提出する。
- (2) 以下の理由で欠席する場合は授業に出席したものとする。
  - ① 対外行事に参加する場合
  - ② 短期研修等の場合
  - ③ その他校長が特に認める場合

(3) 以下の理由で欠席した時数は、授業時数から減じる。

- ① 忌引きの場合
- ② 学校保健安全法で定める伝染病の場合
- ③ 授業中の不慮の事故が原因の場合

(4) 忌引きは次の日数の範囲とする。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ① 父母及び配偶者         | 10日以内 |
| ② 子               | 7日以内  |
| ③ 義父母・祖父母・兄弟姉妹及び孫 | 5日以内  |
| ④ 曾祖父母及び叔父父母など    | 3日以内  |

(履修認定)

第6条 授業科目の履修認定は次のとおりとする。

- (1) 授業時数に対する出席時数が、別表2の基準を満たしていること。
- (2) 別表2の基準を満たしていない場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、補修を実施し、履修を認めることができる。

(評価及び単位の修得)

第7条 授業科目の評価は次のとおりとする。

(1) 評価は定期考査、実技テスト、プロジェクト成果、レポート、ノート、授業・実習態度等をもとに、知識・理解、技能、思考・判断・表現、関心・意欲・態度の4つの観点で、100点満点で行う。

(2) 100点満点で50点以上の場合、単位の修得を認める。

(3) 評定は以下のとおりとする。

- |                 |      |
|-----------------|------|
| ① 評価が80点以上      | 「優」  |
| ② 評価が65点以上80点未満 | 「良」  |
| ③ 評価が50点以上65点未満 | 「可」  |
| ④ 評価が50点未満      | 「不可」 |

(4) 定期考査は、原則として次の期間内に行う。

- |      |       |           |    |          |
|------|-------|-----------|----|----------|
| ① 前期 | 1, 2年 | 10月上旬から中旬 |    |          |
| ② 後期 | 1年    | 2月中旬から下旬  | 2年 | 2月上旬から中旬 |

(5) 追試験

定期考査を実施する科目で、評価が50点未満だった場合、追試験を実施し、単位の修得を認めることができる。

(6) 再試験

追試験で評価が50点未満だった場合、進級認定会議、卒業認定会議で承認されれば、再試験を実施し、単位の修得を認めることができる。

(進級及び卒業の認定)

第8条 進級及び卒業の認定は、各学年末において、次に掲げる基準を全て満たしている場合に行う。

- (1) 共通科目の単位数の90%以上が、履修の認定及び修得の認定がされていること。
- (2) 学科別科目の全てが履修の認定及び修得の認定がされていること。

(原級留置)

第9条 第8条の基準を満たすことができなかった場合は、原級に留める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

山口県立農業大学学校教育・研修規程（平成7年4月1日制定）は廃止する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 授業科目及び授業時数並びに学年毎の編成(第4条関係)

1 共通科目		時間数(単位数)								カリキュ ラムポリ シー
科 目 名	1 年 次				2 年 次					
	講義	演習	実習	単位数	講義	演習	実習	単位数		
教 養 科 目	社会活動とコミュニケーション演習		20		1		20		1	コ コ 地・コ 実 地・コ
	ワークショップ概論					15			1	
	特別講義	15			1	15			1	
	情報処理演習		20		1					
	国際交流・地域交流概論					15			1	
専 門 科 目	農業経営(基礎)	15			1					径 径 径 径 実・先 径 径 実 実 実 径 実 実 径
	農業経営(応用)					15			1	
	農業政策概論	15			1	15			1	
	農業簿記					30			2	
	農業機械演習		80		4		20		1	
	農畜産物流通概論					15			1	
	農畜産物利用演習		20		1					
	作物概論					30			2	
	作物栽培演習		20		1					
	園芸概論	15			1					
	畜産概論	15			1					
	GAP概論	15			1					
	土壌肥料概論	15			1					
農業気象 選択演習	15			1		20		1		
共通科目合計		120	160		16	150	60		13	

## 2-1 学科別科目(園芸学科)

2-1 学科別科目(園芸学科)		時間数(単位数)								カリキュ ラムポリ シー
科 目 名	1 年 次				2 年 次					
	講義	演習	実習	単位数	講義	演習	実習	単位数		
病虫害防除概論	15			1					実 実・先 実 実・先 実 実 径 径 実 実 実 地・コ 実・地・コ 実・地・コ	
植物育種	30			2						
植物生理	15			1						
施設園芸	15			1	15			1		
栽培各論	60			4						
営農計画					15			1		
流通販売演習		40		2		40		2		
GAP演習						20		1		
専攻栽培演習		120		6		120		6		
生産プロジェクト実習			750	25						
経営プロジェクト実習・卒業論文							720	24		
農家体験研修			30	1						
先進農家等派遣研修							150	5		
学科別科目(園芸学科)合計		135	160	780	43	30	180	870	40	

別表2 出席時数の基準（第6条関係）

科目の種別	授業時数に対する出席時数の割合
講 義	80%以上
演 習	80%以上
実 習	95%以上